

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

そう だん しん せい かた
—相談・申請をされる方のために—



ち く たん と う い ん
あなたの地区担当員

郡山市福祉事務所 生活支援課 保護係

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7

☎924-2611

_____担当 氏 名_____

氏 名_____

生活保護制度とは

なんらかの理由で生活に困っている世帯に対して、国がその程度に応じ最低生活を保障し、一日も早く自分の力で生活ができるように手助けする制度です。生活保護費は、世帯の状況に応じ、国で定められた基準と世帯の収入の状況から不足分について扶助されます。

生活保護を受けるには

生活保護は世帯単位を原則としており、あなたの世帯のすべての人が生活をささえるためにあらゆる努力をして、それでもなお生活のできないとき、保護基準額に不足する分を扶助していくものです。

- (1) 利用できる資産があれば売るなどの方法により活用してください。
(例：不動産・預貯金・生命保険・自動車等)
- (2) 世帯の中で働ける条件、能力のある方は、みんな働いてください。
- (3) 夫婦、親子、兄弟姉妹、または親せきからは、できる限りの援助をお願いしてください。
- (4) 他の法律や制度による給付等を活用してください。
(雇用保険・健康保険・各種年金・児童扶養手当・高齢福祉・身体障害者福祉等の手当金、給付金など)

現在、お住まいの不動産（土地・建物）をお持ちの高齢の方につきましては、生活保護に優先して、社会福祉協議会の貸付制度を利用させていただくこととなります。

過去に年金担保貸付・恩給担保貸付を利用するとともに生活保護を受給されていた方が、再度、年金担保貸付・恩給担保貸付を利用し保護を申請された場合、原則として保護を受けることができません。

☞ 保護費の返還・罰則

- ◎ 資産があるにもかかわらず保護を受けた場合は、すでに支給された保護費を返還しなければならないことがあります。
- ◎ また、不正な手段で保護を受けたりした場合は、支給した保護費を徴収され、処罰されることがありますので、十分注意してください。

保護の決めかた

世帯の状況に応じて、国が定めた保護基準額（家族数、年齢、住んでいるところによって異なります）と、世帯全体の収入を比べて足りない部分を生活保護費として支給します。

《保護が受けられる場合》

生活保護基準額				
収入		保護費		

収入が国で定めた基準額を下回るため、不足分のみ保護が受けられます。

《保護が受けられない場合》

生活保護基準額				
収入				収入

収入が国で定めた基準を上回るため、保護は受けられません。

§ 「収入」とは

働いて得た収入、恩給、年金、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険、不動産売却収入等、世帯のすべての収入を含みます。

せい かつ ほ ご しゅ るい 生活保護の種類

ほごには、せいかつ しゅうたく きょういく いりょう かいご しゅっさん せいぎょう そうさい はっしゅるい ふじょ
保護には、生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の八種類の扶助
があり、ひつようによりしきゅう支給されます。

せい かつ ほ ご て つづ 生活保護の手続きは

- ① ふくしじむしょでは、あなたのせたい じょうきょう しょうさい き ほごしんせいしょ
福祉事務所では、あなたの世帯の状況について詳細にお聞きして保護申請書
のていしゅつ 提出などのてつづ 手続きをしていただきます。
- ② その場合、あなたのばあい かぞく どのくらい しゅうにゅう 収入があるかをほうこく 報告していただく しゅうにゅう
収入申告書やしんこくしょ しさんしんこくしょ 資産申告書、またしさんおよ しゅうにゅう 収入の状況についてかんけいきかん 関係機関にほうこく 報告を求め
ることをどうい 同意する旨のどういしょとう 同意書等のしよるい 書類をていしゅつ 提出していただくことになります。
- ③ しんせいしょ ていしゅつ お 終わると、ふくしじむしょ たんとういん 担当員（ケースワーカー）があなたの
家庭にうかがって、じょうきょう き 状況を聞いたり、かんけいさき 関係先にしょうかい 照会したりします。
- ④ ちょうさ お 調査が終わると、ふくしじむしょ ほご う 保護を受けられるか、受けられないかをけつてい 決定し
お知らせします。
- ⑤ ほご う 保護を受けられる場合、ばあい こくみんけんこうほけんしょう こくみんけんこうほけんか 国民健康保険証は国民健康保険課にかえ
に返してもらうこと
になります。

生活保護申請手続きの流れ

令和元年11月25日(月)
郡山市福祉事務所生活支援課

①相談・申請

世帯の状況を詳細にお聞きします。
保護申請書の提出等、手続きをしていただきます。

②申告・同意

収入や資産の申告書を提出していただきます。
関係機関に報告を求めることの同意書を提出していただきます。

③訪問・調査

担当ケースワーカーが申請者のお宅を訪問し生活状況等をお聞きします。
金融機関等の関係機関や扶養義務者への照会を行います。

④決定・通知

調査が終わると、保護が受けられるか、受けられないかを決定しお知らせします。

⑤国保返納

保護が受けられる場合、国民健康保険証は国民健康保険課に返納していただきます。
※社会保険の場合は返納せず、自己負担分を生活保護費で支給します。